

十和田市告示第 141 号

下記の工事について、特定建設工事共同企業体の方法により条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 29 日

十和田市長 櫻 田 百合子

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 (教 総) 第 7 号
- (2) 工事名 十和田市立東中学校長寿命化改良機械設備工事
- (3) 工事場所 十和田市東二十二番町17番595ほか 地内
- (4) 工期 契約確定の日から 令和10年2月29日 まで
- (5) 工事の種別 管
- (6) 工事概要
 - ・校舎棟 (延床面積4,617㎡)
 - ・屋内運動場 (延床面積1,361㎡)
 - ・柔剣道場 (延床面積 398㎡)
 - 給排水設備更新
 - 暖房設備更新
 - (建設リサイクル法対象建設工事)
- (7) 予定価格 191,950,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 本件は、低入札価格調査制度 の対象となる入札である。
- (9) 前金払 工事の請負代金額が500万円以上である場合 有り
- (10) 中間前金払または部分払 工事の請負代金額が500万円以上である場合 有り

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定する者に該当しないこと。
- (2) 十和田市建設業者指名停止要綱（平成17年1月1日制定。以下「要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 十和田市建設工事請負業者指名選定規則（平成17年十和田市規則第76号）第5条の規定に基づく令和8年度の有資格者名簿の市内業者に登載されており、かつ、管の格付が A 級であること。
- (4) この工事に対応する建設業の許可業種について、当該許可を有しての営業年数が5年以上（相当の施行実績を有し、確実かつ円滑な共同施行が確保できると認められるときは、3年以上）であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く。）。
- (6) 次のいずれにも該当する専任の主任技術者又は監理技術者を配置することができること。
 - ア この工事に対応する一級相当の国家資格等を有する者
 - ※1級相当の国家資格等とは特定建設業の専任技術者になるために保有するべき資格をいう。
 - イ 当該入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。この場合において、恒常的な雇用関係とは入札日及び開札日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

3 特定建設工事共同企業体に必要な資格要件

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

- ア 共同施行方式（甲型共同企業体）であること。
- イ 構成員の数が 2 者 であること。
- ウ 各構成員がこの工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていないこと。
- エ 各構成員がこの工事に対応する一級相当の国家資格等を有する技術者を配置できること。
- オ 各構成員の出資比率が、各構成員の均等割とした場合の出資比率の10分の6に相当する比率以上であること。

(2) 特定建設工事共同企業体の代表者に求められる資格要件

- ア 構成員の中で工事施工能力が大きい者であること。
管 の総合評定値（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が800点以上であること。
- イ 代表者の出資比率が構成員の中で最大であること。
- ウ 発注工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請負人としての施工実績があり、かつ、当該建設工事と同種の建設工事の施工実績（下請負人としての実績を含む。）があること。

4 参加申請

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる申請書及び関係書類 1 部を提出し、入札参加資格を有することについて市長の確認を受けること。

- ア 指名競争（一般競争）入札参加資格確認申請書
- イ 専任配置可能技術者調書
 - ① 記載した技術者の技術検定合格証明書の写しなどの資格等を確認できる書類を添付すること。
 - ② 申請者に直接的かつ恒常的な雇用関係があることを確認できる書類の写しを添付すること。
- ウ 総合評定値通知書の写し
- エ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）の写し
- オ 代表者の主な工事施工実績調書

(2) 提出先 財政課契約検査係

(3) 受付期間 令和 8 年 6 月 29 日（月） ～ 令和 8 年 7 月 6 日（月） （土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

(4) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。 ただし、受付最終日は、午前 9 時から正午までとする。

(5) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、返却しない。
- ウ 提出された申請書等の差し替えは、原則として認めない。
- エ 申請書等の内容について、別途その内容を聴取することがある。
- オ 申請した配置可能技術者は、死亡、傷病または退職等、やむを得ない場合のほか変更できない。入札日までに配置可能技術者を配置できなくなったときは、入札を辞退すること。契約締結の際、配置可能技術者を配置できない場合、指名停止となることがある。

5 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和8年7月7日（火）までに決定し、同日付けで通知する。

入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

- ア 提出先 みらい戦略部財政課
- イ 提出期限 令和 8 年 7 月 8 日（水）
- ウ 提出方法 書面は持参により提出すること。郵送等によるものは受け付けない。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により速やかに回答する。
- (3) 入札参加資格があると認められた者が、入札（開札）日までの間に次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を喪失し、入札に参加することができない。この場合には、その旨理由を付して通知する。
 - ア 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - イ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき。
 - ウ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

6 設計図書の縦覧

- (1) 期 間 令和8年6月29日（月） から 令和8年7月6日（月） 正午まで
- (2) 場 所 財政課（土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。）
及びインターネットによる電子縦覧
(<https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsu/2026-0403-1806-62.html>)

7 設計図書に対する質問

- (1) 設計図書に対する質問がある場合は、質問書（様式は任意）をFAXにより提出すること。
 - ア 提出先 教育総務課 FAX 0176-24-3952
 - イ 期 間 令和8年6月29日（月） ～ 令和8年7月8日（水）
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
 - ウ 時 間 午前9時から午後5時までとする。
 - エ 提出方法 FAXにより提出するものとする。
- (2) 質問への回答 令和8年7月9日（木） までにFAXで質問者にのみ回答する。

8 入札及び開札の期日、時間及び場所

- (1) 期 日 令和8年7月17日（金）
- (2) 時 間 午前 10 時 00 分
- (3) 場 所 十和田市役所 本館2階会議室1

9 入札方法等

- (1) 入札書 入札参加資格確認後、郵送により提出するものとする。
- (2) 宛 先 〒034-8799 日本郵便十和田郵便局留 十和田市みらい戦略部財政課
- (3) 到着期限 令和8年7月15日（水） 必着
（当日十和田郵便局に持参しても間に合わない場合があります。余裕を持って提出してください。）
- (4) 郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによる。
- (5) 入札執行回数は、1回とする。
- (6) 入札書は市の指定するものとする。
- (7) 「十和田市簡易型一般競争入札・郵便入札について」を熟読し、提出すること。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免 除

- (2) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは市長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに郵送又は持参により入札辞退届を提出すること。ただし、郵送の場合は、入札（開札）日前日必着とする。

12 工事費内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封して提出すること。
- (2) 工事費内訳書の内容は、設計図書に定めるところによること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する工事費内訳書は、無効とする。
- ア 工事費内訳書の金額、名称若しくは氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの
 - イ 市の指定する方法によらず作成されたもの
 - ウ 記載内容が明らかに合理性を欠くもの
 - エ その他、明らかに誠実さを欠いて作成されたと認められるもの
- (4) 提出した工事費内訳書は、引換え、撤回、又は修正することができない。
- (5) 工事費内訳書の工事価格は、入札書の金額と一致していること。

13 入札条件

十和田市契約規則（平成17年十和田市規則第75号）第4条に規定する入札心得書を遵守すること。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札
- (3) 入札心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しないもの

15 落札者への連絡

落札者には、開札終了後、直ちに電話連絡をする。

落札者は、財政課にて契約内容を確認のうえ、契約手続きを行うこと。

16 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、市に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。

17 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加者は、入札の概要、設計図書等を熟読のうえ、入札に参加すること。
- (4) 当該入札に使用する様式等については最新のものを十和田市ホームページ

(<https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/nyusatsu/index.html>) からダウンロードすること。この公告前にダウンロードした様式等により作成した書類等に不備があっても当市はその責を負わない。

- (5) 本工事の請負契約は地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約であるため、落札者と仮契約を締結し、議会の議決を経たのちに本契約を締結するものである。

問い合わせ先
十和田市みらい戦略部財政課契約検査係
電話 0176-51-6714